

中央環境審議会土壌農薬部会の専門委員会の設置について(案)

平成 25 年 月 日
土 壌 農 薬 部 会 決 定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 9 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会土壌農薬部会に置く専門委員会について、次のとおり定める。

1. 中央環境審議会土壌農薬部会に、土壌制度専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
2. 専門委員会は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準の設定及び改訂が行われた場合の、土壌汚染対策法（平 14 年法律第 53 号）の運用等について調査審議する。
3. 専門委員会に属するべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
4. 専門委員会の委員長は、専門委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び委員会の議案を専門委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
5. 専門委員会の委員長に事故があるときは、土壌農薬部会長の同意を得てあらかじめ委員長が指名する委員、臨時委員又は専門委員が、その職務を代理する。
6. 部会長は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。